○農林水産省告示第二千四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉耕英南二一の一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町浅生原字原二二の七、三三の八、字上大沢七九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町玉置口字阪本三四五の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市平字籠川谷二一七の二一・二一七の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字引治字梶屋一二七二の一・一二七二の二・一二七三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水下分字山神林ノ上ミ九〇〇の二・九〇〇の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町越裏門字竹ノ川一六八の一四、一六八の一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町川相字大段二一七三の四、二一七三の一から一四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二千四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町川相字大段二一七二の一三、二一七二の一五、二一七二の一七から二一まで、二一七二の二三から二六まで、二一七四の一、二一七四の三、二一七六の三、二一七六の四、二一七六の七から九まで、二一七六の一一、二一七六の一三、二一七九の四から六まで、字権現二一八一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二千四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府亀岡市旭町桂谷一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一ノ橋二の一・桧尾一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府亀岡市本梅町西加舎マガリ一の一、一の二、風尾二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び亀岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）